

発議案第1号

外交努力により中東地域の早期事態収拾を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

令和8年3月18日 提出

提出者 南部町議会議会運営委員会委員長 三鴨 義文

南部町議会議長 景山 浩 様

別紙

外交努力により中東地域の早期事態収拾を求める意見書（案）

2026年2月28日、米トランプ政権とイスラエルのネタニヤフ政権は、イランに対する大規模な攻撃を開始した。これは、国連憲章と国際法を蹂躪する無法な先制攻撃である。

これまでの歴史的経緯から、各国のあいだで緊張関係が続いているが、いかなる理由があろうとも、国際法を無視した武力攻撃を行い、幼い子どもを含め、罪のない一般市民に多くの犠牲者が出ることは許されることではない。

戦争は最大の人権侵害であり、これほど悲惨で残酷なものはない。

また、ホルムズ海峡周辺の事態悪化で、原油輸送に影響を及ぼし、日本国内でも、ガソリン等、エネルギー価格の高騰が物価高に追い打ちをかけ、国民生活に深刻な影響を与えてきている。

日本政府におかれては、当事国をはじめ各国に対して、国際法を遵守し武力ではなく対話を基調とした外交努力により、中東地域の現状について早期に事態収拾を働きかけることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月18日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】 内閣総理大臣、外務大臣、衆議院議長、参議院議長